

iPad たのしみ隊規約

(目的)

第1条 「iPad たのしみ隊」は西東京市地域を中心に携帯端末を利用して、地域社会のゆたかさや、安心・安全な暮らしを創造することをめざし、IT 普及活動の大切さを市民に伝えると共に、地域内での活動を通じて、健全な地域コミュニティを形成していくことを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、「iPad たのしみ隊」(以下本会という)と称する。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、特定非営利活動法人「セプロス」内に置き、本会の担当会員がその事務を行う。

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、本会の活動に積極的に参加する者により構成する。

(加入・脱退)

第5条 本会は登録制とし、入会・脱会は事務局への自己申請によるものとする。入会・脱会の時期は随時とし、事務局が申請を受理した時点で認められる。

第2項 会員の登録期間は登録の日からその事業年度とする。ただし、脱退申請がない限り継続できる。

(事業)

第6条 本会は以下に掲げる事業を行うものとする。

- 1 ICT 普及活動の啓発に関すること。
- 2 ICT 普及活動を活性化すること。
- 3 ICT 普及活動に関する講座の開催。
- 4 IT 普及により地域コミュニティの活性化を図ること。
- 5 その他上記事業に付随すること。

(役員)

第7条 本会の事業を円滑に効率よく実施するために役員を置く、代表1名、副代表1名、監事1名を置く。役員の内、1名を会計担当、とする。役員は、会員の互選により選出する

(役員の仕事)

第8条

- 1 代表は本会の会務を統括する。
- 2 副代表は代表を補佐し、代表を代行する。
- 3 会計担当は、本会の経理を行う。
- 4 監事は本会の会計監査を行う。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年間とし、再選は妨げない。又役員に欠員が生じた場合は、役員会において後任を決定できる。但しその任期は、前任者の残任期間とする。

(役員会)

第10条 代表は本会の円滑な事業進行のため、必要に応じて随時、役員を招集して役員会を開催して、本会の事業活動について協議し、必要な事項について決定を行う。役員会は、役員半数以上の出席をもって成立し、採決については過半数をもって決定する。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(その他)

第12条 この規約に定めない事項は会員の協議により決定する。

附則 本規約は、2013年(平成25年)6月1日より施行する。

設立当初役員	代表	岸 道子
	副代表	大森 有子
	監事	畑中 秀子